

平成13年8月1日

13中企広第50号

## 「中央区わたしの便利帳」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が発行する「中央区わたしの便利帳」（以下「便利帳」という。）に広告を掲載することにより区民への生活情報の提供及び区内産業の振興等を図るとともに、より親しみやすく、使いやすいものにするため、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載する広告は、区民生活に関連したもので、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- 一 便利帳の公共性及び品位を損なう恐れのあるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項から第11項まで及び第13項に規定する営業に該当するもの
- 三 政治活動、宗教活動、意見広告、人事募集及び個人の宣伝に関わるもの
- 四 公序良俗に反するもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、便利帳に掲載する広告として妥当でないと区長が認めるもの

(掲載規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

種類	場所	大きさ (区画単位)	金額 (区画単価)	備考
一号広告 (2区画)	裏表紙の表 (カラー)	縦145mm 横210mm	20万円	2区画以上の申込みは、区画単価に掲示区画数を乗じた金額とする。
二号広告 (2区画)	裏表紙の裏 (カラー)	縦145mm 横210mm	5万円	
三号広告	区の指定頁 (2色)	縦64mm 横78mm	5千円	

※編集の都合で、広告の表記をする場合がある。

(掲載の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、広報紙等を通じて行う。

(掲載申込)

第5条 広告掲載希望者は、別記第1号様式による広告掲載申込書に掲載原稿（原則として版下原稿とする。）を添えて、区長に申し込まなければならない。

(掲載の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 一号広告及び二号広告について、同一種類の広告に2つ以上の申込みがある場合は、申込区画数の多いものを優先する。ただし、同区画数の広告掲載希望者が2以上ある場合は、抽せんにより決定する。

3 区長は、前2項の規定により掲載の可否を決定したときは、別記第2号様式による広告掲載決定通知書により速やかに当該申込みをしたものに通知するものとする。

(掲載料の納付)

第7条 前条の規定により広告の掲載の決定（以下「広告掲載決定」という。）を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告掲載決定後、指定した日までに掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の返還)

第8条 既納の掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責任によらない事由により広告の掲載ができなかったときは、返還するものとする。

(広告主の責任及び負担)

第9条 広告の内容及び版下の作成は、広告主の責任及び負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- 一 掲載料を指定した日までに納入しないとき。
- 二 広告掲載決定の取消しの申出があったとき。
- 三 広告掲載決定後、第2条各号に掲げる項目に該当することが判明したとき。

2 区長は前項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、別記第3号様式による取消通知書により広告主に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の「中央区わたしの便利帳」広告掲載取扱要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の「中央区わたしの便利帳」広告掲載取扱要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。